

## 地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱

平成19年5月25日 国総計第19号

### (通則)

第1条 地域公共交通活性化・再生事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び同法施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 地域公共交通活性化・再生事業費補助金については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に規定する計画(以下「地域公共交通総合連携計画」という。)を策定するために必要な調査、及び地域公共交通総合連携計画に基づく公共交通機関の利用促進や乗継利便性向上に資する事業(以下「公共交通利用円滑化事業」という。)に要する経費の一部を国が補助することにより、地域公共交通の活性化及び再生を図ることを目的とする。

### (補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に規定する協議会とする。

### (交付の対象等)

第4条 大臣は、補助対象事業者が行う地域公共交通総合連携計画を策定するために必要な調査及び公共交通利用円滑化事業(以下「補助対象事業」という。)に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、補助対象事業は、国土交通省総合政策局長の認定を受けた、事業の実施に関する事項を記載した補助事業実施計画に基づき行われるものとする。

2 前項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表のとおりとする。

3 補助対象事業について国が交付する補助金の額は、地方公共団体の負担する額以内とする。地方公共団体の負担する額とは、都道府県及び市区町村が補助金及び負担金等により補助対象事業者に支出する金額をいう。

### (補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第6条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決

定を行い、様式第 2 による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

( 交付決定の変更等の申請 )

第 7 条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき(ただし、軽微な場合を除く。)は、様式第 3 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の「軽微な場合」とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」(昭和 30 年中央連絡協議会)による。

( 交付決定の変更及び通知 )

第 8 条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第 4 による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

( 申請の取下げ )

第 9 条 補助対象事業者は交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

( 交付決定の取り消し )

第 10 条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

( 状況報告 )

第 11 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

( 実績報告 )

第 12 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 6 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

( 補助金の額の確定等 )

第 13 条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に

定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(返還命令)

第14条 大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の概算払を受けようとするときは、様式第9による補助金概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第17条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、大臣の承認を受けなければならない。

(取得財産の管理等)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 補助対象事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定める耐用年数を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付を受けた補助金の総額に相当する金額を納付したときは、この限りではない。

(補助事業に関する書類の保存)

第19条 補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった地域公共交通活性化・再生事業に関する書類は、事業完了の属する年度の翌年度から5年間、保存しておかななければならない。

(補助金交付の際付すべき条件)

第20条 大臣は、補助対象事業者に補助金を交付するときは、適正化法、適正化法施行令及びこの要綱に従わなければならないことを条件として付さなければならない。

附 則

1. この要綱は、平成19年5月25日から施行する。
2. 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に作成された、同法第5条に規定する

内容に相当する計画については、地域公共交通総合連携計画とみなす。

3 .平成 1 8 年度に国土交通省総合政策局長の認定を受けた公共交通利用円滑化計画については、補助事業実施計画の認定を受けたものとみなす。

4 .地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行前に組織された同法第 6 条に規定する内容に相当する協議会及び前項の認定を受けた者については、補助対象事業者とみなす。

別表

補助対象経費	<p>補助対象事業に要する以下の経費（土地の取得に要する費用を除く。）とする。</p> <p>（１）地域公共交通総合連携計画策定に関する調査に要する経費 （現況交通実態調査、交通が地域に及ぼす影響調査、ニーズ把握調査、データ分析、需要・収支採算予測、計画策定に要する事務費）</p> <p>（２）公共交通利用促進活動支援事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通サービスに関する情報提供のための費用 （総合交通マップの作成費用、公共交通・乗継情報等の提供のためのWEBコンテンツ作成費（WEBページの作成費、保守管理費等）、パンフレット・ポスター・案内板の作成費用）</li> <li>・利用促進活動のための費用 （割引定期制度など公共交通機関の利用促進に資する施策に関するシステム開発・運営費（割引額の補填は対象外）・広報費、公共交通の利用促進に関するセミナー・シンポジウム・イベント等啓発活動の開催費用（講師等の派遣費、教材の作成費、運営費、広報費））</li> </ul> <p>（３）乗継利便性向上施設整備支援事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗継情報システムの開発のための費用 （駅などの交通結節点において鉄道、バス等複数モードの乗継情報や病院、公共施設等の地域の情報を一体的総合的に提供するシステムの開発費用）</li> </ul>
補助率	1 / 3
補助金の額の確定	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。</p> <p>（１）補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額</p> <p>（２）補助金交付決定額</p> <p>（３）都道府県及び市区町村が補助対象事業者に支出する額</p> <p>（４）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額に1 / 2 を乗じて得た額</p>

補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

（注）

- 1．公共交通利用円滑化事業を行う場合は、様式10に定める当該計画に係る成果目標が設定されている場合に限り、補助対象とする。
- 2．公共交通利用円滑化事業は、鉄道、バス等複数モードの利用促進に資するものに限る。

様式第 1 ( 第 5 条関係 )

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付申請書

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金 金 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ( 昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。 ) 第 5 条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

様式第 1 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付申請事業

補助対象事業者名 \_\_\_\_\_ (単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

(添付書類)

- ( 1 ) 補助対象事業に係る補助事業実施計画 ( 総合政策局長の認定を受けたもの。 ) の写し。
- ( 2 ) 地方公共団体の負担する額を確認できる資料等
- ( 3 ) 補助対象経費に係る見積書
- ( 4 ) 成果目標について記載した書類 ( 様式第 1 0 ) ( 地域公共交通総合連携計画策定に関する調査を行う場合は除く )
- ( 5 ) その他補助金の交付に関して参考となる書類

第 号  
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった「平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業

2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円	}	(内訳別紙)
補助金の額	金	円		

3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る補助事業実施計画に即して実施するものとする。

4. 補助対象事業に係る手続きについては、地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

様式第2 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付決定事業

補助対象事業者名

(単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

様式第3（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
4. その他参考となる書類

様式第4（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定の変更申請のあった標記補助金に係る交付決定を別紙のとおり変更したので、地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、通知する。

様式第4 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付決定事業（変更後）

補助対象事業者名

（単位：円）

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額

（注：下線部が変更部分）

様式第5（第11条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金補助対象事業状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記事業の実施状況について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業遂行状況表

様式第5 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助対象事業遂行状況表

補助対象事業者名

(単位：円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象経費	補助金額	実施額	差額	備考

(添付書類)

- ・補助対象事業の遂行状況を明らかにした書類

様式第6（第12条関係）

第 号  
平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金補助対象事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のありました標記事業の完了実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、別紙のとおり報告します。

（別紙）補助対象事業完了実績表

様式第 6 別紙

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助対象事業完了実績表

補助対象事業者名

(単位：円)

補助対象事業の名称及び内容	補助対象経費	交付決定額	実施額	差額	概算払受領済額	補助金未受領額(返還)	備考

(添付書類)

- ( 1 ) 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類
- ( 2 ) 地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱において、別表中「補助金の額の確定」の欄に規定する額を明らかにした書類

様式第7（第13条関係）

第 号  
平成 年 月 日

殿

国土交通大臣 印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

1. 確定補助金額 金 円

様式第8（第15条関係）

様式第9（第16条関係）

第 号

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所

氏名又は名称

印

平成 年度地域公共交通活性化・再生事業費補助金 支払  
概算払 請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって〔 補助金の額の確定  
交付決定 〕通知のありました標記補助金につ  
いて、地域公共交通活性化・再生事業費補助金交付要綱〔 第15条  
第16条 〕の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

#### 記

1. 補助対象事業の名称

2. 精算（概算）払請求額 金 円

3. 概算払額の算出基礎（概算払の請求をするときに限る。）

4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

5. 振込先

補助事業実施計画の成果目標

事業名	成果目標			
	目標の定義	目標		
		現状 (平成 年度)	目標 (平成 年度)	増減 (増減率等)

(注) 1. 「目標の定義」の欄については、目標の数値等がどのように算出されるのかがわかるように記入すること。

2. 「目標」の欄については、原則として数値で表現できるものを記入すること。

3. 「目標」の数値による設定が困難である場合はその理由を記した書面を提出し、代替目標の設定を行うこととする。

4. 目標設定にあたっては以下の例を参考に地域ごと、施策ごとに事業実施による効果測定に相応しい指標を設定する。

(目標の例)

- ・公共交通機関の利用者数
- ・満足度(利用者のアンケート調査等)
- ・公共交通機関の利用率
- ・乗換所要時間
- ・住民の公共交通機関利用への関心度
- ・交通系ICカード利用者数
- ・総合交通マップの売り上げ枚数
- ・情報提供ウェブサイトへのアクセス数